

指定介護療養型医療施設

1 事業概要

療養病床をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設  
 ※平成 24 年 4 月以降、新たな指定は行いません。

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

ア 療養病床を有する病院

職 種	員 数 ・ 資 格	
医 師	3 名以上 (※1 名常勤)	医療法上、必要な数
薬 剤 師	1 名以上	
栄 養 士 又 は 管 理 栄 養 士	病床数 100 以上は、1 名以上	
看 護 職 員 ( 看 護 師 又 は 准 看 護 師 )	常勤換算方法で療養病床に係る病棟における入院患者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上	※ユニット型 昼間～ユニット毎に常時 1 人以上 夜間～2 ユニット毎に 1 人以上 ユニット毎～常勤ユニットリーダー配置
介 護 職 員 ( 看 護 補 助 者 )	常勤換算方法で療養病床に係る病棟における入院患者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上	
理 学 療 法 士 及 び 作 業 療 法 士	適当数	
介 護 支 援 専 門 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 以上</li> <li>※ 療養病床に係る病棟における入院患者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 人を標準</li> <li>・ 常勤専従</li> <li>※ 入院患者の処遇に支障がない場合は他の職務に従事可</li> </ul>	
管 理 者	常勤専従 1 人 (医療法第 10 条) ※ 管理する医師は医療法第 12 条第 2 項の許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。 ※ 管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。 ※ 管理業務に支障がない場合、同一敷地内の他事業所、施設の職務に従事可	

※ 入所者数は前年度の平均値 (新規に指定を受ける場合は、入所定員の 90%とする)

イ 療養病床を有する診療所

職 種	員 数 ・ 資 格	
医 師	1 名以上 (常勤換算)	
看 護 職 員 ( 看 護 師 又 は 准 看 護 師 )	常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とし、そのうち 1 人は、看護職員とする。(経過措置)	※ユニット型 昼間～ユニット毎に常時 1 人以上 夜間～2 ユニット毎に 1 人以上 ユニット毎～常勤ユニットリーダー配置
介 護 職 員 ( 看 護 補 助 者 )		

介護支援専門員	1以上
管理者	<p>常勤専従1人（医療法第10条）</p> <p>※ 管理する医師は医療法第12条第2項の許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。</p> <p>※ 管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。</p> <p>※ 管理業務に支障がない場合、同一敷地内の他事業所、施設の職務に従事可</p>

ウ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院

職種	員数・資格	
医師	1名以上	医療法上、必要な数
薬剤師	1名以上	
栄養士又は 管理栄養士	病床数100以上は、1名以上	
看護職員 (看護師又は 准看護師)	<p>(医療法施行規則43条の2の規定適用)</p> <p>常勤換算方法で老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(上記以外のもの)</p> <p>常勤換算方法で入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上</p>	<p>※ユニット型</p> <p>昼間～エット毎に常時1人以上</p> <p>夜間～2エット毎に1人以上</p> <p>エット毎～常勤エットリナー配置</p>
介護職員 (看護補助者)	常勤換算方法で入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上(経過措置)	
精神保健福祉士 又はこれに準じる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1以上</li> <li>常勤専従</li> </ul> <p>※ 入院患者の処遇に支障がない場合は他の職務に従事可</p>	
作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> <li>1以上</li> <li>常勤専従</li> </ul> <p>※ 当分の間、老人性認知症疾患患者の作業療法の経験を有する常勤の看護師であって、専ら当該病棟における作業療法に従事する者が1人以上勤務する老人性認知症疾患療養病棟においては、作業療法士が週1回以上当該病棟において患者の作業療法の評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができる。</p>	
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人以上</li> <li>常勤専従</li> </ul> <p>※ 老人性認知症疾患療養病棟の入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1人を標準</p>	
管理者	<p>常勤専従1人（医療法第10条）</p> <p>※ 管理する医師は医療法第12条第2項の許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。</p> <p>※ 管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。</p> <p>※ 管理業務に支障がない場合、同一敷地内の他事業所、施設の職務に従事可</p>	

(2) 設備基準

ア 療養病床を有する病院及び診療所

実施施設	設 備 ・ 面 積 等
病 室	1室4床以下（入院患者1人につき6.4㎡以上（内法））
機 能 訓 練 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養病床を有する病院： 40㎡以上（内法）で必要な器械及び器具を備えること</li> <li>療養病床を有する診療所 機能訓練を行うために十分な広さを有し、要な器械及び器具を備えること</li> </ul>
談 話 室	談話を楽しめる広さ
食 堂	入院患者1人につき1㎡以上（内法）
浴 室	身体が不自由な者が入浴するのに適したもの
そ の 他 設 備 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下の幅は1.8m以上，中廊下の幅は2.7m以上（内法）</li> <li>※ 経過型にあっては廊下の幅は1.2m以上，中廊下の幅は1.6m以上</li> <li>消火設備その他非常災害に必要な設備</li> </ul>

イ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院

実施施設	設 備 ・ 面 積 等
病 室	1室4床以下（入院患者1人につき6.4㎡以上（内法）） （病床転換による場合は6床以下）
生活機能回復訓練室	60㎡以上で専用の器械及び器具を備えること
デ イ ル ー ム 面 会 室	面積の合計は入院患者1人につき2㎡以上 ※ダイルームは食堂として利用できる
食 堂	入院患者1人につき1㎡以上
浴 室	できるだけ広いもの
そ の 他 設 備 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>病棟は事業の管理部分を除き合計が病床数×18㎡以上の面積を有すること</li> <li>廊下の幅は1.8m以上，中廊下の幅は2.7m以上（内法）</li> <li>※ 病床転換による場合は廊下の幅は1.2m以上，中廊下の幅は1.6m以上</li> <li>消火設備その他非常災害に必要な設備</li> </ul>

【ユニット型の設備基準（追加分）】

設 備	面 積 等
病 室	① 個室（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合は2人でも可） ② 面積は10.65㎡以上（洗面設備を含み便所部分は除く），①の2人部屋の場合は21.3㎡以上を標準 ③ 共同生活室に近接して一体的に設けていること
	【準個室】 ※病室のプライバシーの確保 ・ 10.65㎡以上（洗面設備を含み便所部分は除く） ・ 天井と壁との隙間は可 ・ 可動式の壁，カーテンで仕切られた入口及び共同の入口は不可
	ブザー又はこれに代わる設備を設けること

共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニットの入院患者の定員は、原則として概ね10人以下とし、15人を超えないこと</li> <li>・ 床面積は利用定員×2㎡以上</li> <li>・ 他のユニットの入院患者が通過することなく移動が可能であること</li> <li>・ 入院患者が食事、談話等を行うための設備</li> <li>・ 車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること</li> </ul>
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病室に設けるのが望ましい（共同生活室に設ける場合は2ヶ所以上に分散）</li> <li>・ 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病室に設けるのが望ましい（共同生活室に設ける場合は2ヶ所以上に分散）</li> <li>・ ブザー又はこれに代わる設備を設けること</li> <li>・ 身体の不自由な者が使用するのに適したもの</li> </ul>

※ 廊下幅，機能訓練室，浴室の基準は各施設類型の設備基準による